平成２１年（フ）第２６７０号
名古屋市昭和区円上町13番２号　アクセス高辻１Ｃ号
債務者　上里　孝行
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７１号
名古屋市昭和区円上町13番２号　アクセス高辻１Ｃ号
債務者　上里　純子（旧姓恒川）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８３号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地３棟230号
債務者　加島　幸二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４７号
名古屋市港区浜２丁目１番10号　第３佐野コーポ301号
債務者　橋本　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１号
三重県度会郡大紀町阿曽258番地27
債務者　片岡　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２１１号
福岡市早良区内野３丁目21番10―204号
債務者　浦瀬　和恵
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５０７号
福岡市博多区那珂３丁目19―２―211
債務者　中村　由美（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７７２号
福岡市博多区諸岡５―１―15―405号
債務者　楠田美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３０号
福岡県糟屋郡志免町南里３―２―21レオパレスコンフォート南里102号
債務者　猪野　正和
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７０号
福岡市早良区内野３丁目21番10―204号
債務者　浦瀬　和也
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２６号
福岡市城南区干隈２丁目１番10―102号
債務者　塚本　昌三
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６５２号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番34―1507号
債務者　落道　孝広
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６９３号
福岡県糟屋郡志免町吉原109―１
債務者　伊藤　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２３号
福岡市城南区茶山４丁目９番20号
債務者　浦　　佳子（旧姓庄嶋）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７３９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田772番地１リファインドハウス・エムⅡ―202号
債務者　渡辺　千秋
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６１号
福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2395番地14
債務者　鶴　　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６２号
福岡県朝倉郡筑前町依井772番地９アネックスⅢ103
債務者　江上トモ子（旧姓鶴）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７９６号
福岡市博多区諸岡６丁目６番34号
債務者　俣川　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部